

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

交付又は支出先法人名称	法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一 口当たりの金額、もしくは最 低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の区分	国認定、都道府県 認定の区分
公益社団法人 日本医師会	5010005004635	日本医師会会費 本局(1~3期分) さいたま支局 広島支局	42,000 (平成29年度第 3四半期までの 支出累計額: 182,000)	本局 一名 42,000 (1期あたり) さいたま支局及び 広島支局 一名 28,000 (年額)	平成29年4月14日 平成29年4月21日 平成29年7月14日 平成29年8月10日 平成29年12月15日	認定産業医として認定されるには、 日本医師会に登録指定されることが 必要であるため。	公社	国認定
公益社団法人 精密工学会	9010005016288	年会費	150,000	一口 150,000 (年額)	平成29年12月1日	当法人は、精密工学に関する調査 研究等を行っており、貨幣製造技術 等の研究開発業務において、会誌の 購読、講習会への参加等を通じて得 られる最新の学術、技術情報は、当 該業務の遂行に必要不可欠なもので あるため。	公社	国認定
一般社団法人 大阪府医師会	4120005003313	大阪府医師会会費 (1~3期分)	120,000	一名 40,000 (1期あたり)	平成29年4月21日 平成29年8月10日 平成29年12月15日	認定産業医として認定されるには、 大阪府医師会に登録指定されること が必要であるため。		
公益社団法人 日本監査役協会	3010005017481	研修会参加料	226,400	-	平成29年4月14日 平成29年4月28日 平成29年6月16日 平成29年7月14日 平成29年9月15日 平成29年10月13日 平成29年11月17日 平成29年12月15日 平成29年12月22日 平成29年12月28日	-	公社	国認定
公益社団法人 日本プラントメンテナ ス協会	7010405010495	受講料・受験料	317,560	-	平成29年9月1日 平成29年10月13日 平成29年11月10日 平成29年11月16日 平成29年11月17日 平成29年11月22日	-	公社	国認定

本件の公表は、独立行政法人が支出する会費の見直しについて(平成24年3月23日付 行政改革実行本部決定)に基づく平成29年度第3四半期における会費支出の公表も兼ねる。

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。